

西九州大学短期大学部履修証明プログラム規程

(目的)

第1条 この規程は、西九州大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第47条2項に規定する社会人等学生以外の履修者に関し、必要な事項を定めるものとする。

(履修の開始時期)

第2条 履修の開始時期は、原則として学年又は学期の始めからとする。

(履修の申請資格)

第3条 社会人等学生以外の履修者として履修証明プログラムの履修を申請できる者は、当該履修開始年度の4月1日において満18歳以上の者とする。

(履修申請手続)

第4条 社会人等学生以外の履修者として履修証明プログラムの履修を申請する者は、所定の期日までに次の各号の書類に審査料を添えて学長に願い出なければならない。

(1)履修証明プログラム履修願（様式第1号）

(2)健康問診票（様式第2号）

(選考・許可)

第5条 履修証明プログラムの履修を申請した者については、書類審査のうえ、教授会の議を経て学長が許可するものとする。

(履修料)

第6条 前条により履修許可の通知を受けた者は、所定の期日までに単位数に応じて履修料を納入しなければならない。必要に応じて実験・実習・演習料を納入しなければならない。

第7条 履修証明プログラムの履修期間は、原則として6月又は1年とする。

2 前項の履修期間の延長は、履修証明プログラム履修願（再）（様式第3号）を学長に提出し、許可を得なければならない。

(既納の履修料)

第8条 既納の履修料は、原則として返還しない。

(修了の認定及び履修証明書の交付)

第9条 学長は、教授会の議を経て、履修証明プログラムの修了要件を満たした者に対し修了の認定を行い、履修証明書を交付するものとする。

2 履修証明書の様式は、別紙様式のとおりとする。

(証明書の交付)

第10条 履修証明プログラム履修者が証明書の交付を受けるには、所定の証明書手数料を納入しなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項については、学長が別に定める。

附 則（平成30年2月7日）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。